

令和6年度東海市生垣等緑化補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生垣及び樹木（以下「生垣等」という。）を設置する者に対して補助金を交付することにより、緑化の推進及び良好な住環境づくりの促進を図り、併せてブロック塀、コンクリート塀、石塀、れんが塀又は土塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊による災害の防止に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内で住宅、店舗、工場、事務所、倉庫等の用に供している土地（以下「住宅地等」という。）又は広場、墓地、駐車場、展示場、資材置場等の用に供している土地で当該土地の全部又は一部がおおむね10以上の中建物が連たんしている集落内にあるいずれかの中建物の敷地の境界からおおむね50メートル以内にあるもの（以下「広場等」という。）について、所有権又は借地権を有する者（借地権を有する者にあっては、市内在住者に限る。）で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

- (1) 住宅地等又は広場等に新たに生垣等を設置するもの（既存のブロック塀等に沿って設置するものを除く。）
 - (2) 住宅地等又は広場等の既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に生垣等を設置するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市税を完納していないものは、この補助金の交付を受けることができない。

(補助対象生垣等)

第3条 補助の対象となる生垣等（以下「補助対象生垣等」という。）は、住宅地等又は広場等に設置する生垣等で次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 道路又は公共施設の敷地から見通しができるところに設置するものであること。ただし、集合住宅（一棟の建物で2以上の独立した住居、店舗及び事務所の用途に供することができるよう構造上区分されたものをいう。以下同じ。）用の住宅

地等に設置する場合は、この限りでない。

- (2) 道路の中心線から 2 メートル以上離した境界内に設置するものであること。
 - (3) 生垣等の延長が 2 メートル以上であること。この場合において、樹木の延長は、次に掲げる樹木の区分に応じ、それぞれ次に定める長さを樹木の 1 本当たりの延長とし、その延長を合計して（樹木の 1 本当たりの延長に他の樹木の 1 本当たりの延長が重複する場合は、その延長の合計から当該重複する部分に相当する長さを控除して）算定する。
 - ア 高さ 2.5 メートル以上の樹木 6.4 メートル
 - イ 高さ 1 メートル以上 2.5 メートル未満の樹木 2.2 メートル
 - ウ 高さ 0.3 メートル以上 1.0 メートル未満の樹木 0.5 メートル
 - (4) 生垣等の高さが地盤面から 30 センチメートル以上であること。
 - (5) 生垣にあっては、その植栽間隔が生垣の延長 1 メートルにつき 2 本以上であること。
 - (6) 樹木にあっては、4 本以上であり、その植栽に連續性があること。
 - (7) 生垣等の種類が漆、ビャクシン類及びとげ類以外のものであること。
 - (8) ブロック、コンクリート、石又はれんがにより生垣等の盛土を囲む場合は、当該盛土の高さが建築物の敷地地盤面から 50 センチメートル以下であること。
- （補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて令和 6 年 4 月 15 日から令和 7 年 1 月 15 日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 見積書の写し
 - (2) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象生垣等を共有することとなる者は、前項の規定による申請をしようとする場合は、その代表者がこれを行わなければならない。
- （補助金の変更申請）

第6条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
(補助金の交付の内定及び通知)

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。
(完了届)

第8条 前条の通知を受けた者（以下「生垣等設置者」という。）は、補助対象生垣等の設置を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月14日までのいずれか早い日までに、完了届及び支払った補助対象生垣等の設置に係る費用に係る領収書の写しを市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、完了（見込）届を提出しなければならない。

2 前項に規定する完了の日は、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象生垣等の設置が完了した日
- (2) 補助対象生垣等の設置に係る費用の支払が完了した日

3 第1項ただし書の規定により完了（見込）届を提出した生垣等設置者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに完了届を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第9条 市長は、前条の完了届を受理した場合は、速やかに現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を生垣等設置者に通知するものとする。
(補助金の請求及び支払)

第10条 生垣等設置者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、生垣等設置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載したとき。

(財産の処分の制限)

第12条 生垣等設置者は、当該補助対象事業により取得した財産を市長の承認を得ないで、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、生垣等設置者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(補助対象者の特例)

第13条 分譲用の住宅地等の譲渡人が当該住宅地等の所有権移転後において生垣等を設置する場合は、譲受人に代え、当該譲渡人を第2条第1項に規定する所有権を有する者とみなしてこの要綱の規定を適用する。

(適用除外)

第14条 次の各号のいずれかに該当する生垣等は、補助の対象となることができない。

- (1) 過去7年間にこの要綱又は前年度以前のこの要綱に相当する要綱により補助金の交付を受けた場合に係る同一の敷地内において設置する生垣等
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）、大規模行為届出制度、開発許可制度等で定められている義務緑化基準の範囲内で設置する生垣等
- (3) その他市長が補助の対象となる生垣等として適当でないと認めたもの

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額	補助金の額 の限度額
1 新たに補助対象生垣等を設置する場合（3の項及び4の項に該当する場合を除く。）	<p>次に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額が補助対象生垣等の延長1メートル（1メートル未満の端数は切り捨てる。次項から4の項までにおいて同じ。）につき3,000円として算定する額を超えるときは、当該額）</p> <p>(1) 樹木、植栽土、肥料及び垣根用資材の購入に要する費用</p> <p>(2) 植栽及び垣根の設置に要する手間賃</p>	6万円
2 既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に補助対象生垣等を設置する場合（次項及び4の項に該当する場合を除く。）	(1) 既存のブロック塀等が重点対策区域ブロック塀等である場合	<p>次に掲げる費用の合計額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき1万4,000円として算定する額を超えるときは、当該額）</p> <p>ア 前項の補助金の額の欄(1)及び(2)に掲げる費用</p> <p>イ 補助対象生垣等を設置する部分の既存のブロック塀等の取壊し、運搬及び廃棄に要する費用に3分の2を乗じて得た額（その額が当該ブロック塀等の延長1メートルにつき1万円として算定する額を超えるときは、当該額）。ただし、その限度額は、20万円とする。</p>
	(2) 既存のブロック塀等が一般区域ブロック塀等である場合	<p>次に掲げる費用の合計額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき7,000円として算定する額を超えるときは、当該額）</p> <p>ア 前項の補助金の額の欄(1)及び(2)に掲げる費用</p> <p>イ 補助対象生垣等を設置する部分の既存のブロック塀等の取壊し、運搬及び廃棄に要する費用</p>
	(3) その他の場合	(2)の補助金の額の欄ア及びイに掲げる費用の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額が補助対象生垣等の延長1メートルにつき5,000円として算定する額を超えるときは、当該額）

3 分譲用の住宅地等（集合住宅用の住宅地等を除く。）において、新たに補助対象生垣等を設置し、又は既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に補助対象生垣等を設置する場合	補助対象生垣等の延長1メートルにつき1,500円として算定する額	1宅地につき4万5,000円
4 集合住宅用の住宅地等において、新たに補助対象生垣等を設置し、又は既存のブロック塀等を取り壊し、その取り壊した部分に補助対象生垣等を設置する場合	補助対象生垣等の延長1メートルにつき1,500円として算定する額	当該集合住宅で最も戸数の多い階の戸数（2以上の集合住宅がある場合は、その合計戸数）に3万円を乗じて得た額

備考

- 1 この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 重点対策区域ブロック塀等 次に掲げる要件を備えるブロック塀等をいう。
 - ア 市内の小中学校が定める通学路（安全性等を考慮して一時的に通学路でなくなった道路を含む。以下同じ。）から1メートルの範囲内に位置し、かつ、当該通学路に1メートル以上面するものであること。
 - イ 高さが1メートル以上（擁壁の上に存在するものにあっては、地面からの高さが1メートル以上で、かつ、擁壁の天端からの高さが20センチメートル以上）であること。
 - (2) 一般区域ブロック塀等 次に掲げる要件を備えるブロック塀等をいう。
 - ア 道路 ((1)アに規定する通学路を除く。以下同じ。)から1メートルの範囲内に位置し、かつ、当該道路に1メートル以上面するものであること。
 - イ (1)イに掲げる要件
- 2 一団の住宅地等が分譲用、集合住宅用その他の用途に供されている場合のそれぞれの宅地の境界については、市長が認定するところによる。
- 3 樹木の延長を算定する場合は、第3条第3号後段の規定の例による。
- 4 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 この表の複数の区分に該当する場合の補助金の額は、該当する区分においてそれぞれ算定する補助金の額の合計額とし、その限度額は、該当する区分においてそれぞれ定める補助金の額の限度額の合計額とする。